

新型コロナウイルス感染拡大防止に関する会長談話

新型コロナウイルス（COVID-19）は、日本でも感染を拡大させている。令和2年2月24日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議によれば、「これから1-2週間が急速な拡大に進むか、収束できるかの瀬戸際となります。・・・これからとるべき対策の最大の目標は、感染の拡大のスピードを抑制し、可能な限り重症者の発生と死亡数を減らすことです。」とされ、われわれ一人一人が正確な認識のもと確実に対策を実施すべき局面となっている。当会は、全ての人々に、正確な認識のものと対策実施と冷静な行動を呼びかける。

当会は、新型コロナウイルスの感染終息が容易には見通せない状況であることに鑑みて、弁護士会が行っている各種活動をただちに一律中止・延期するような対応は望ましくはないと考えている。当会は、一般の方に公開する活動か、見込まれる参加人数ほどの程度か、弁護士会が受託者等として他者のために実施する義務のある活動か、濃厚接触を回避できる状況を確保できるか、延期等の代替措置は容易かなどの種々の事情を考慮しつつ、それぞれの活動に応じた感染拡大防止対策を施した上で、弁護士会の日々の活動をできるだけ継続することが適当だと現時点では考えている。感染拡大防止対策をコントロールできるかどうか重要な視点である。当会の活動にあたって、当会の会員ではない方にも風邪・発熱などの症状のある方の弁護士会館来訪を遠慮願ったり、可能な限りのマスク着用、弁護士会備置アルコール消毒液等による手指消毒などの協力をお願いすると思われるが、なにとぞご理解賜りたい。

国による感染拡大防止対策に目を向けると、当会は、国が新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組んでいることを評価し、現場で感染拡大防止に取り組まれているすべての医療従事者、担当者らに敬意を表するものである。もっとも、当会としての意見もあるので、以下のとおり、述べる。

国の新型コロナウイルス感染症対策本部は、令和2年2月27日、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校における全国一斉の臨時休校を要請した。同要請内容は、感染防止対策として意味はあると考えるが、全国一斉臨時休校に伴う混乱も生じており、総理大臣の国会答弁によると事前に感染症対策専門家の意見を聞いていないことも明らかになった。新型コロナウイルス感染症対策本部が自ら打ち出しているように、専門的知見の拡充を図ることが望ましく、感染拡大防止対策の決定には感染症対策専門家の意見が反映されるべきである。

また、国の新型コロナウイルス対策本部が行っている要請は、法的強制力がなく、地方自治体等に判断と責任を委ねている状態となっている。本来、このような要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいて行われるべきであった。国はすでに新型

コロナウイルス感染症を指定感染症として指定したため、新型インフルエンザ等対策特別措置法の適用ができなくなったが、指定感染症の指定を取り消して新型インフルエンザ等対策特別措置法適用に切り替えるか、新型インフルエンザ等対策特別措置法の早急な改正及び施行を行うことにより、広範な対策実施と対策に伴う損失の補償を実現すべきである。

以上、当会は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策に感染症対策専門家の意見を最大限尊重することが必要で、国は感染拡大防止対策のために適した法律を適用すべきことを意見し、かつ当会の活動を含めたあらゆる経済活動を自粛し続けるのではなく感染防止対策を実施しながら活動を維持することも考えなければならないとの認識を示して、談話を発する。

2020年（令和2年）3月4日

佐賀県弁護士会

会長 奥田 律雄